

事前審査業務約款

(契約の締結)

第1条 申込者（以下「甲」という。）及び株式会社東日本住宅評価センター（以下「乙」という。）は、この約款（事前審査申込書を含む。以下同じ。）及び株式会社東日本住宅評価センター事前審査業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を締結する。

- 2 甲は、乙に、事前審査に係る建築物等の確認申請を行うことを前提に、電子事前審査（業務規程第2条(4)に規定するものをいう。以下同じ。）又は書面等事前審査（業務規程第2条(5)に規定するものをいう。以下同じ。）を申し込むものとする。
- 3 甲が乙に事前審査申込書を提出した場合は、甲がこの約款及び業務規程並びに別に定める株式会社東日本住宅評価センター確認検査業務規程、同確認検査業務約款及び同確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）を遵守することを承諾したものとみなす。
- 4 乙は、業務規程に基づき事前審査申込を承諾した場合には、事前審査受付通知を電磁的記録にて送付する。この日に、本約款に基づき契約が成立したものとす。

(契約の終了)

第2条 この契約は、事前審査に係る建築物等の確認申請を乙が引受けた日に終了する。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約について、第1条第4項により契約が成立した日から3か月が経過しても、当該期間中に前項の規定の終了を迎えていない場合、この契約は終了する。
- 3 前項の場合、甲から提出のあった電磁的記録があれば、乙が消去する。

(責務)

第3条 乙は、第2条第2項の場合を除き、善良なる管理者の注意義務を持って、承諾した業務を行わなければならない。

- 2 甲は、申込に係る計画に関し乙がなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、説明その他の必要な措置をとらなければならない。
- 3 甲は、契約の終了日までに、事前審査に係る建築物等の確認申請を乙が引受けられるようにしなければならない。
- 4 甲は、乙の受付時に申請書添付図書・書類一式（委任状を含む。）を用意できなかった場合は、引受

希望日の3営業日前までに当該添付図書・書類一式を用意しなければならない。

(電子申請等に係る事項)

第4条 甲は、電子申請を行う場合は、あらかじめ書面等にて、委任状、確認申請書第1面（必要な押印のあるもの1部）、許可証等原本及び建築工事届を乙に送付するものとする。

2 甲は、電子／書面申請（電子申請に準じた手続きを行うが、最終的に、甲及び設計者が電子署名を付与する代わりに書面等に押印し、乙が副本を書面等で交付する手続きをいう。以下同じ。）を行う場合は、あらかじめ書面等にて、委任状、確認申請書第1面（必要な押印のあるもの正副2部）、許可証等原本及び建築工事届を乙に送付するものとする。

3 電子／書面申請の対象は、最終的に確認申請書に添付される書面等の用紙の大きさが日本工業規格A列3番までのものに限る。

(電磁的記録の到達日)

第5条 乙が電磁的記録を甲に送付した場合は、通常想定される時間後に甲に到達しているものとみなす。

(乙の免責)

第6条 次の各号の一にあたる時、乙は責任を負わない。

- 一 甲の提出した確認申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて事前審査が行われたとき。
- 二 乙による故意又は重大な過失がない場合。

(契約の取下げ)

第6条 甲は、乙の業務が完了するまでの間、乙に事前審査申込取下げ届をもって通知し、この契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た個人情報等を漏らし、又は盗用してはならない。

(個人情報等の取扱い)

第8条 前条にかかわらず、乙は、本申込に係る建築主、設置者又は築造主から他の業務の申請を受けた場合、並びに、当該建築主の住宅について、住宅性能評価業務の申請を受けた場合、フラット35等適合証明業務（独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準に適合することを証明する業務をいう。）の申請を受けた場合、長期優良住宅の技術的審査の申請を受けた場合又は住宅瑕疵担保責任保険の検査の委託を受けた場合、この契約に基づき甲から提出された個人情報等を当該業務のために利用することができる。

2 乙の承諾した業務の進捗状況等については、乙は、申込に係る建築物等の工事の関係者（甲の代

理者、設計者、工事監理者若しくは工事施工者及びそれらの者の属する法人若しくはそのグループ企業に属する者に限る。)に通知することができる。

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙とも信義誠実の原則により協議の上定めるものとする。

別記様式

事前審査申込取下げ届

附則

(適用期日)

- 1 この約款は、2015年(平成27年)4月1日から適用する。
- 2 改定 2016年(平成28年)3月1日
- 3 改定 2016年(平成28年)5月1日
- 4 改定 2017年(平成29年)1月1日